

出産育児一時金受領委任払制度について

豊中市国民健康保険に加入されている方の出産育児一時金の給付事業におきまして、平成16年4月1日から出産育児一時金の支払いを豊中市が病院等に直接行う受領委任払制度を実施しています。

この制度は病院等の同意を得たうえで、分娩に要した費用（保険適用される診療分は除きます。）のうち出産育児一時金（42万円）の範囲内で適用されます。

よって、退院時の精算におきましては、分娩に要した費用（保険適用される診療分は除きます。）から42万円を差し引いた金額を病院等に支払えばよいことになります。

なお、分娩に要した費用（保険適用される診療分は除きます。）が42万円に達しない場合には、その残額は分娩された方の世帯主に給付いたします。

この制度の対象者要件及び手続き方法は、下記のとおりです。

記

1、対象者【出産を予定される方（妊娠第12週目以上に限ります。）が属する世帯の世帯主】

- (1) 豊中市国民健康保険被保険者で、出産育児一時金の給付を受けることができる方
- (2) 被保険者資格証明書の交付を受けていない方
- (3) 病院等の同意が得られる方

2、手続き方法

(1) 申請関係書類の交付

分娩される前に出産育児一時金受領委任払承認申請書を取り寄せ、この承認申請書の医療機関記入欄に分娩を予定されている病院等で記入をしていただいた上、合意文書と一緒に、提出してください。

(2) 申請時に必要なもの

- ・ 出産育児一時金受領委任払承認申請書（様式第1号及び別紙）
- ・ 合意文書
- ・ 被保険者証（世帯主のもの）
- ・ 通帳

* 提出後、出産育児一時金受領委任払承認決定通知書をお渡しします。

(お問い合わせ先)

〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市健康医療部保険給付課

電話 (06) 6858-2295